

みんなでささえる 国保会計



～保険証の更新について～

国民健康保険の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。
保険証の更新についてご説明します。

●新しい保険証はいつ届きますか？

4月の受診に間に合うように、3月下旬に役場から発送します。

万が一、4月になっても届かない場合は、「住民票の住所と郵便局に届けている住所が違う」、「住民票の住所に住んでいない」などの理由が考えられますので、国保係までお問い合わせください。

後期高齢者医療保険に加入している方は、保険証の有効期限が国保とは異なり、保険証更新の時期は8月です。3月下旬には送付しませんので、お間違えのないようにお願いします。

職場の健康保険などに加入していて、国保喪失の届出がお済みでない方は、早急に届出をお願いします。



●どんな物が届きますか？

「保険証」が、窓空きの長方形の封筒(ピンク色)に入って届きます。

中に入っている台紙(23cm×10cm)に記入されているご自分の住所・氏名などを確認し、抜き取り方のイラストを参考に、各自で「保険証」を切り離してご使用ください。

平成27年度の保険証の色は、「一般」は青色、「退職者医療(※)」は茶色です。

封筒の中には、保険証のほか、「国保のしおり」などのお知らせも入っていますので、必ず目を通して大切に保管してください。

※退職者医療

老齢年金や退職年金などの支給を受けている方で、加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上ある、65歳未満の方とその被扶養者(65歳未満)が対象。「一般」と「退職者医療」は、保険給付や国保税に差はありません。

●滞納がある場合の保険証は？

滞納があり督促にも応じない場合は、通常の1年間使用できる保険証に代わって「短期保険者証」や「資格証明書」が発行されます。

短期保険者証は有効期間が短くなり、期限が切れるまでに役場での更新手続きが必要になります。

さらに滞納が重なると、これまでの保険証を返還してもらい「資格証明書」に切り替わります。資格証明書で医療機関にかかると、医療費をいったん全額自己負担(10割負担)し、後で保険給付の手続きをしていただくこととなります。

保険証は医療機関で使用するだけでなく、本人確認証明にもなる大事なものですので、大切に保管しましょう。

○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(課直通)